

## 令和7年度牛久市ブランディング戦略策定支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度牛久市ブランディング戦略策定支援業務委託

### 2 業務目的

牛久市が「抜きんでて住みたいまち」として選ばれることを目指し、令和6年度に当市が実施した牛久市プロモーションコンサルティング調査業務委託の結果を踏まえ、「親子施策が充実したまち うしく」を基本コンセプトにしたブランディング戦略を策定し、牛久市ならではの独自ポジションを明確化するとともに、子育て世帯を中心とした移住促進や地域定住の促進につながるプロモーション施策の立案や企画、実行支援により、通勤通学や子育てといった暮らしやすさの観点から、当市の魅力や価値を市内外に効果的に発信していくことを目的とする。

### 3 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

### 4 委託業務の内容

以下の業務について企画提案し、発注者と協議しながら実施すること。

#### (1) 牛久市ブランディング戦略の策定

「親子施策が充実したまち うしく」を基本コンセプトに、市民や市に関わりを持つ方々、関心を持つ方々へ、認知、共感を促す戦略案を策定すること。戦略案には、戦略に基づき実施する具体的な政策や企画、効果的な発表方法等の以下のプロモーション施策を盛り込むこと。

ア) プロモーション施策展開の基本方針

イ) ブランドコンセプトの浸透に向けた施策の提案

ウ) 地域資産を活用したプロモーション企画の提案

エ) 広報・情報発信計画の策定 等

#### (2) プロモーション施策の実行支援および運用

プロモーション施策を円滑に推進するために、イベントの現場運営や他団体との調整、SNS、Web 等による広報活動の実行支援等を行うこと。

#### (3) 本業務に係る独自提案等

本仕様書記載の業務に加え、ブランディングにあたり効果的と考える施策について、新たなブランドメッセージやキービジュアル、ロゴの他、地域住民や団体等と連携し市民参加型の取り組みを展開し、当市の魅力発信

に取り組む人材の発掘を見据えた仕掛けなど、契約金額の範囲内で積極的に提案し、発注者と協議して進めること。また、必要に応じて当市を訪問し現地にてアドバイス等を行うこと。

## 5 事業スケジュール

事業の標準的なスケジュールは次のとおりとする。ただし、発注者と協議の上、スケジュールを変更しても差し支えない。

| 時期       | 内容                                                  |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 6 月      | ・ 業務計画書提出                                           |
| 7～8 月    | ・ ブランディング戦略策定に向けた調査、分析<br>・ ブランドメッセージ、キービジュアル、ロゴ等開発 |
| 9 月      | ・ ブランディング戦略案策定<br>・ ブランドメッセージ、キービジュアル、ロゴ等発表         |
| 10 月～3 月 | ・ プロモーション施策提案、伴走支援、実施等                              |
| 3 月      | ・ 最終報告                                              |
| 随時       | ・ 独自提案等に係る実施                                        |

## 6 納品期限及び納品場所

(1) 納品期限 中間報告：令和 7 年 10 月 31 日（金）

最終報告：令和 8 年 3 月 31 日（火）

(2) 納品場所 市長公室営業戦略課

## 7 支払回数

2 回

## 8 事業成果品

ブランディング戦略策定に資する調査分析資料（アンケート結果等） 1 部  
ブランディング戦略 原稿及び簡易製本 1 部  
ブランドメッセージ、キービジュアル、ロゴ等制作物 一式  
その他発注者より指示があった必要資料 一式  
上記成果品の電子データ 一式  
委託業務完了報告書 一式  
プロモーション施策実施提案書 一式  
※ 併せて業務関連データ一式を、中間報告時と最終報告時にそれぞれ電子データで納品すること。

## 9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (2) 本業務に関する打合せは、毎月1回以上、実地もしくはオンラインにて行うものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報については、発注者の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- (5) 受注者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受注者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (6) 成果品の所有権、著作権（著作権法27条、28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て市に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

## 10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。